

断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、脱炭素化産業成長促進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、既存住宅の早期の省エネ化によるエネルギー価格高騰への対応とともに、ZEH基準水準の省エネルギー性能の確保を目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、窓ガラス・サッシの集合住宅等開口部の断熱改修事業に対して補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、窓ガラス・サッシの集合住宅等開口部を断熱改修事業とし、補助事業者は、これらに要する別表に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、補助事業者が定める方法により登録を受けたリフォーム事業者とする。

(3) 間接補助金の交付額

間接補助金の交付額は、対象住宅に応じ、開口部の大きさの区分及び改修方法に基づき別表に定める補助単価に施工箇所数を乗じて得た額とする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 第3(2)に定める登録等の対応

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

エ 間接補助事業に関する広報

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 国土交通省が実施することもエコすまい支援事業の補助事業者、経済産業省が実施する住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業の補助事業者、経済産業省資源エネルギー庁が実

施する高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の補助事業者及び環境省が指定する者との連携
キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付の申請、変更申請、交付の決定の通知、交付の条件、申請の取り下げ、補助事業の遂行の命令等、実績報告、補助金の額の確定等、補助金の支払、交付決定の取消し等、情報管理、秘密保持及び暴力団排除に関する制約並びにその他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 補助金の還元

第3(2)に定める交付の申請者は、交付を受けた本補助金について、本事業にてリフォームする住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人に全額還元しなければならない。

(7) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(8) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ及びウに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が生じたとき、

交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年 月 日から施行する。

別表

(1) 戸建住宅・低層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大 ^{※1}	中 ^{※2}	小 ^{※3}
ガラス交換 ^{※4}	SS	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	SS	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000
カバー工法	SS	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000
外窓交換	SS	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4m²以上。サッシ（一箇所）の面積2.8m²以上。※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8m²以上1.4m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²以上2.8m²未満。※3 小：ガラス（一枚）の面積0.8m²未満。サッシ（一箇所）の面積1.6m²未満。

※4 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスの未交換の改修は対象外。

(2) 中高層以上集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大 ^{※1}	中 ^{※2}	小 ^{※3}
ガラス交換 ^{※4}	SS	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	SS	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000
カバー工法	SS	Uw1.1以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9以下	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3以下	別途定める		
外窓交換	SS	Uw1.1以下	221,000	151,000	93,000

	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積 1.4m^2 以上。サッシ（一箇所）の面積 2.8m^2 以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積 0.8m^2 以上 1.4m^2 未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積 0.8m^2 未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6m^2 未満。

※4 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外。